

涌谷町監査委員告示第5号

平成29年9月19日受理した涌谷町職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行った結果を別紙のとおり公表する。

平成29年11月13日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 後藤 洋一

涌谷町職員措置請求に係る監査結果について

1 請求人

住所 省略

氏名 省略

2 請求書の提出

平成29年9月19日

3 請求の内容

(1) 要旨

平成28年度中に、涌谷町教育委員会教育総務課に所属する職員が、町立小中学校及び幼稚園に係る修繕業務11件の事務において、不適切な事務処理を行った。

この行為は、涌谷町の条例あるいは規定に違反した行為であり、公務員たる者に相応しくない非行である。また、それらの行為を見逃してしまっていた教育総務課の関係者全員の責任も極めて重大であり、さらに、組織としての内部統制の有様も厳しく指弾されるべきものである。

また、一連の違法行為あるいは非行行為があつたにもかかわらず、監査期間中はもちろん懲戒処分を当事者に通告した後も、監査委員に知らせることがなかったことは、法的通知義務の有無にかかわらず、教育委員会の隠蔽体質を如実に示しているものと断ぜざるをえない。

さらに、指摘されている修繕業務11件の金額は総額4,371,000円であるが、定められているとおりの適切な事務処理が行われていれば、修繕業務に要する金額が上記の額を下回ったことも考えられることから、結果として余分な財政負担を町にもたらした可能性は否定できない。

(2) 措置請求

ア 懲戒処分を科す理由となつた修繕業務の全てについて、その事務処理の全貌を経緯経過を含め具体的かつ詳細に明らかにすること。

イ 修繕業務の件数が11件もあることから、一職員の単純な事務処理の誤りと考えることは出来ず、組織の内部統制の面にも重大な過失があつたと考えられる。よって、組織の内部統制の現状と今回の事案を引き起こすに至つた問題点を具体的かつ詳細に明らかにし、内部統制上の問題点の抜本的改革を早急に実現する措置を講じるよう町長に提言すること。

ウ 定められているとおりの適切な事務処理が行われていた場合に、修繕業務に要したと考えられる金額を厳密に査定し、現に要したとされる4,371,000円との間に金額の差異が発生するか否かを明らかにすること。

エ 上記ウの結果、発注金額を下回る可能性がある判断される場合は、金額の差異の多少にかかわらず、教育長を始めとした関係者全員に損害賠償請求の措置を講じるよう町長に提言すること。

(3) 証拠書類

- ア 平成29年8月31日付け「懲戒処分の公表」
- イ 事務不適切執行職員を減給処分（平成29年9月1日付け河北新報）
涌谷町職員を減給処分（平成29年9月1日付け読売新聞）

4 請求の取扱い

本請求は、所定の法的要件を具備しているものと認め、平成29年9月19日に受理した。

5 請求人の陳述等

平成29年10月12日（木）午前10時

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、関係職員の立ち会いがあった。また、次の説明資料の提出があった。

- (1) 平成28年5月25日付け、涌総第141号による「涌谷町職員措置請求に係る監査勧告事項の措置状況について（通知）」
- (2) 平成28年5月12日付け、涌総第97号による「業務マニュアルの作成について（通知）」
- (3) 平成28年5月20日付け、涌総第128号による「会議録等の作成の徹底について（通知）」

6 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断し、監査対象事項を次のとおりとした。

- ア 請求の内容の事実確認
- イ 措置請求内容の適否

(2) 監査対象課

監査の対象課を教育総務課とした。

(3) 本案審査及び関係人調査

平成29年10月12日（木）午後1時から及び平成29年10月16日（月）午前9時から教育総務課の本案審査を行うとともに、平成29年10月19日（木）午後1時から関係人の調査を行った。

7 審査及び調査の結果

公表された11件の内2件は未執行であった。未執行の2件は、平成28年度当初予算で措置されたものを1年間工事施工の必要性等の検討も不十分なまま放置されたもので、減額補正の手続きをされなかったのは遺憾である。

執行された9件について以下に述べる。

(1) さくらんぼこども園網戸設置工事

- ・ 2者から見積りを徴しているが2者とも日付がない。
- ・ 契約書を始め起案、起工伺い契約書などが後付けである可能性が伺われる。
- ・ 上記の経過から口頭依頼の可能性が推測される。

- ・ 当初予算に予算確保しながら工事が年度末になったことは問題である。
 - ・ 工事金額は、356,400円である。
- (2) 麓岳白山小学校電話機設置工事
- ・ 涌谷町財務規則第98条第1項第1号ウを適用し、1者見積りとしているが、同条適用の可否について上司の決裁を得ていない。また、同業他社が複数あるので他社からの見積り徴取の努力が必要であった。
 - ・ 工事金額は、1,034,316円である。
- (3) 月将館小学校オイルキャリア取替工事
- ・ 見積徴取結果報告に添付された施工業者の見積書は、予算要求時のもので、もう1者の見積書には日付がなく、口頭依頼であったことが明白である。よって、起案書、起工伺い契約書等の書類は、後付けの可能性が伺われる。
 - ・ 当初予算に予算確保しながら、工事が年度末になったことは問題である。
 - ・ 工事金額は、234,360円である。
- (4) 涌谷第一小学校校庭漏水修理
- ・ 1者見積りであり日付がない。
 - ・ 緊急のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び、涌谷町財務規則第98条第1項第1号イを適用し1者見積りであるが、その可否についての上司の決裁がなく、その上口頭依頼であり保管されている1連の書類は後付である可能性が伺われる。
 - ・ 修理金額は、226,800円である。
- (5) 涌谷第一小学校女子トイレ修繕
- ・ 緊急性ありと見て、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び、涌谷町財務規則第98条第1項第1号イを適用したが、学校からの依頼は9月上旬であり施工時期は12月上旬である。時間は十分あったので2者から見積りを徴すべきであった。しかも、1者からの見積書には日付がなく、口頭依頼であった。
 - ・ 同規則適用の可否についても上司の決裁がない。
 - ・ 保管されている一連の書類は後付けであることが伺われる。
 - ・ 修繕金額は、885,600円である。
- (6) 涌谷中学校体育館バスケットワイヤー巻取器交換工事
- ・ 2者見積りを取ってあるが日付がない。
 - ・ 部品在庫がないため、施工時期に遅延が出た。事前に口頭依頼をしている。
 - ・ 保管されてある一連の書類は、後付けであることが伺われる。
 - ・ 工事金額は、332,640円である。
- (7) さくらんぼこども園給水施設修繕
- ・ 緊急性があり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び、涌谷町財務規則第98条第1項第1号イを適用したが、口頭依頼をしており見積書には日付がなかった。
 - ・ 保管されている一連の書類は、後付けであることが伺われる。
 - ・ 修繕金額は、202,284円である。
- (8) 涌一小油配管フレキシブルジョイント交換修理
- ・ 発注金額が少額で、涌谷町財務規則第98条第1項第1号オを適用できるため、見積書を徴していなかった。また、涌谷町財務規則第101条第1項第2号により、請書等を徴さないことが出来るが、事務の流れが不明である。
 - ・ 修理金額は、55,080円である。

(9) 籠岳白山小学校女子トイレ詰まり修理

- ・ (8) と内容は同様である。
- ・ 修理金額は、6,480円である。

全件にわたり事務処理の遅延があり、よって工事实施の遅延又は支払い遅延が起きた。

8 判断

(1) 措置請求「ア」については、上記「7 審査及び調査の結果」のとおりである。

(2) 措置請求「イ」については、内部統制が機能していなかった可能性大である。機能させる責任者は任命権者の教育委員会でありその責任は重大である。町長及び教育委員会は再発防止の策を講じるべきである。

よって、請求人の主張については、理由があると認める。

(3) 措置請求「ウ」については、一部を除き発注金額が少額なためと、資料不足により深く調査する事がかなわなかったことは誠に残念あるが、事業実施に当たり正規の手続きで競争原理を働かせた場合、金額は不明であるが工事金額に差額が出たことが伺われる。

(4) 措置請求「エ」については、(3) に記述したとおりであり、補填されるべき金額が明確でないため、損害金を補填させるべき提言はしない。

(5) 涌谷町財務規則第101条第1項第1号であれば契約書を省略でき、また、同条第2項第2号であれば請書も徴さないこともできると記述されてあるが、本事案は「しないことができる」規則を拡大解釈したものであるので、今後このような事案が発生しないような事務の流れと経過を明白にするべき策を講じるべきである。

(6) 本事案において、調査中に見積書の金額について確認すべき資料の提出を依頼したが、詳細がわかる資料の提出はなかった。それは見積書の金額等の適正性の比較検討がなされていないのではないかとの疑問が残った。

(7) 本事案の関係人調査で感じたことは、本人に業務執行に対する責任感とコンプライアンスの精神が欠如していた事が最大の要因であったと思われる。

9 結論

以上により、措置請求「イ」及び「ウ」については、容認する。

措置請求「エ」については、棄却する。

10 勧告

以上の判断により、本件請求には、一部理由があると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により、町長に対し以下の措置を講じることを勧告する。

(1) 内部統制が機能していないことから、地方自治法等の一部改正による努力義務市町村ではあるが、早期に内部統制に関する方針を策定されたい。

(2) 再発を防止する上で有効と認められる方策を提示するとともに、その方策の実施について指導し、その励行状況の確認を行うこととし、再発防止に努めること。

(3) 涌谷町財務規則の「できる」規定の拡大解釈について、少額でも上司が確認し施行したことが確認できる書式を検討されたい。

(4) 措置についての期限は、平成30年2月13日までとし、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、期限までに措置を講じた時はその旨を通知されたい。